

あなたのビジネスを、実現に近づける。



知っておきたい／

起業準備の

A to Z



せきの創業セミナー

11.4 水
10:00 - 正午

関商工会議所 大会議室



起業に向けてやることが
一度にわかる！

セミナーの前半では、デザイン事業を展開する起業家が、開業に必要な名刺やロゴなどのデザインのポイントを解説します。

後半では、商工会議所の経営支援員が、事業計画の書き方や各種届出の作成方法など開業に必要な事務手続きをわかりやすくお伝えします。これから開業を目指す方の最初の1歩を後押しするセミナーです。

デザイン事業 ITO
中島 芽久美 氏
成瀬 舞 氏

私たちは、20代女性2人でデザイン事業「ITO」として活動し、自分たち自身もゼロから事業を立ち上げてきました。ロゴやホームページ、SNSなど、創業を考える方のデザイン支援にも携わっています。今回は、デザイナーとして多くの創業準備に関わってきた経験と、自分たち自身の創業経験をもとに、事業を始めるまでに必要な準備や、気をつけたいポイントを実体験を交えながら分かりやすくお伝えします。



関商工会議所
経営支援員

篠田 浩司 氏

2013年4月より、岐阜県内の金融機関に5年半勤務。法人および個人営業に携わる中で、企業決算の分析、融資や創業の支援を行う。現在は、関商工会議所に勤務し、経営支援員として、創業、金融補助金など多分野に渡り事業計画作成支援に従事している。



主催：関市
関市ビジネスサポートセンター
共催：関商工会議所

電話 0575-23-6753
(関市役所商工課)

→ 申込はこちら



セミナー後に受けられる支援制度

せきの創業セミナーの受講とセキビズや各連携機関（※1）での個別相談（※2）をあわせて4回以上された方は、関市が発行する証明書を受けることで各種優遇制度を利用することができます。詳しくは、関市商工課（0575-23-6753）までお電話ください。

（※1）関商工会議所、関市西商工会、関市東商工会、関信用金庫、十六銀行、大垣共立銀行、岐阜信用金庫、日本政策金融公庫

（※2）個別相談のうち、セキビズでの相談が1回以上必須となります。

各種優遇制度

1. 登録免許税の軽減

認定を受けた創業者が会社を設立する際の登録免許税が軽減されます。

例：株式会社の場合 資本金の0.7% → 0.35%（最低税額15万円→7.5万円）

2. 創業関連保証の特例

信用保証協会の無担保、第三者保証人なしの創業関連保証を事業開始の6か月前から利用することが可能です。

3. 日本政策金融公庫による新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げ（別途審査あり）

新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げの対象として利用することが可能です。

4. その他各種補助金制度等の加点、申請要件

（例）小規模事業者持続化補助金創業型など

※詳細は関市商工課までお問い合わせください。

〈証明書の発行を希望する方〉

せきの創業セミナーの受講とセキビズや各連携機関での個別相談を4回以上受講された方は関市商工課へ申請してください。

※個別相談の内、セキビズでの相談が1回以上必須となります。

【連携機関】

関商工会議所、関市西商工会、関市東商工会、関信用金庫、十六銀行、大垣共立銀行、岐阜信用金庫、日本政策金融公庫



せきの創業セミナー



個別相談
(セキビズ、各連携機関)



商工課へ申請



証明書発行



↑証明書発行詳細
(関市HP)



↑セミナー申込

申込方法

電話 0575-23-6753

フォーム <https://logoform.jp/f/EsaRv>